原判決を破棄する。

被告を罰金一万円に処する。

右罰金を完納することができないときは金五百円を一日に換算した期間 被告人を労役場に留置する。

被告人に対し公職選挙法第二百五十二条第一項所定の選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用しない。

理 由

検察官の控訴趣意は秋田区検察庁検察官事務取扱検事金沢清作成名義の控訴趣意 書の記載と同一であるからここに之を引用する。

記録によれば本件公訴事実は、

「被告人は昭和三十三年十月五日施行の南秋田郡A町町長並に同町議会議員選挙に際し同選挙に立候補したB外二十三名が同選挙に当選しうるよう激励するため、昭和三十三年九月三十日 C外一名をして同町 a D方 B 候補の選挙事務所外二十三ケ所において同候補外二十三名の立候補者に二級清酒二升宛を配付し、以つて選挙運動に関し飲食物を提供したものである。」

というのであつて、罪名及び罰条は公職選挙法第二百四十三条第一号、第百三十九条に該当するというにあるところ、原判決が本件は単なる社交的儀礼としてなされた行為にすぎず「選挙運動に関し」たものであるとの事実を証明すべき証拠がなく、結局被告人の本件所為は公職選挙法上の「寄附」として処理さるべきであるとの理由で被告人に対し無罪の言渡をしたことは所論のとおりである。よつて先ず被告人の本件所為が公職選挙法第百三十九条にいわゆる「選挙運動に

よつて先ず被告人の本件所為が公職選挙法第百三十九条にいわゆる「選挙運動に関し」てなされたものかどうかについて検討すると、原審において適法な証拠調を経た各証拠、特に被告人の司法警察員及び検察官に対する各供述調書によれば大略次の事実が認められる。即ち、

飜つて本件につき案ずるに被告人の所為は前認定のごとく、立候補者二十二名に対し選挙運動を激励するための陣中見舞として飲食物である清酒を提供したもので

あるから、右の意味の選挙運動に関してなされた所為であることは明かである。されば他に特段の理由を示すことなく被告人の本件所為が単なる社交的儀礼に判決は、法のいわゆる「選挙運動に関し」たものと認められない旨判示した原判決はである。で法令の解釈適用を誤った違法があり、右違法は判決に影響があるといわならない。更に原判決はその後段において、要するに本件被告人の所為が(その法と、であるが)、公職選挙法にいわゆる「寄附」として処理を受くべき性質のものであるというのであるが(その前段においては後に説示するとおりであるが)、公職選挙法にいわゆる「寄附」とにおりてあるがら原判決はその前段において選挙運動に関する寄附」であること法文上明瞭であるから原判決はにおいてあるがら順はなが、事所であるというのであるから現法は被告人の所為が選挙運動に関するものであるからのについて判決の理由にくいちがいがあるわら到底破棄を免れない。

しからば被告人の本件所為が法の禁止している候補者に対する選挙運動に関する飲食物の提供なのか、候補者に対する選挙運動に関する寄附であるかの点につい補えいるに、原判決のいうごとく「総じて選挙に際し自己の好意をもつている候補である」がある。とは近著を書贈する情習の存することは顕著な事実は、対して、公職選挙法上第三者が候補者自身に対して行う寄いまた。「本の場合(同法第百八十四条、第百九十九条、第二百条第二項、第二百一条とはの場合(同法第百八十四条、第百九十九条、第二百条第二項、第二百一条とは不可には法の禁止していないところであり同法(第十四章)にいう「寄附」とびその供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものと前記第一条にいうと解すべきでもなる。したがつて或は直接にそのものを選挙運動自体に使用させる目的を考したの法意を併せ考えると、右「選挙運動に関する。とは選挙運動の財産との制定で党費をある。したがつて被告人が候補者の選挙運動を激励する〈/要旨〉ためいわゆる障をもつて対してなされるもの以外のものをいうと解すべきでもなされる金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付及びその約束でできずる。したがつて被告人が候補者の選挙運動を激励する〈/要旨〉ためいわゆる陣中見舞として行った飲食物である本件清酒の提供は前説示に照らし考察すれば公職選にいわゆる「寄附」に該当せずして同法第百三十九条の飲食物提供禁止の規定にふれる所為といわねばならない。

もつともいわゆる陣中見舞として第三者が候補者に湯茶及び之に伴い通常用いられる程度の菓子を提供することは何ら法の禁ずるところでないことは法第百三視条本文カッコ内の規定により明らかであるが清酒は右にいう茶菓子類と同一視すきものと認めることはできない。又右の程度を超えた飲食物が提供された場合、当該受領者(候補者である場合も含む)を直接処罰する規定を欠くも、受領者が候補者である場合には費用の計算としては提供された飲食物の時価に相当する金額の「寄附」をうけ、その金額だけ更に当該飲食物代として支出したものとして取扱うべきである。しかしかかる取扱も単に選挙運動に関する収支の厳格な規制に沿つた会計上のやりくりにすぎず、公職選挙法上の「寄附」についての前説示の解釈を左右するものではない。

又原判決は「被告人は全然犯罪意識などなく純然たる社交的儀礼意識に基い」て行つた旨判示し、被告人の前記各供述調書によればその旨の陳述がみられるが、右弁解が法の不知のため自己の行為の違法性の認識を欠いている趣旨としても公職選挙法違反の罪はいわゆる行政犯のうちでも刑法犯に近い犯罪で違法性の認識を必要としないと解すべきであるから右弁解は採用できない。論旨は理由がある。よつて刑事訴訟法第三百九十七条第一項、第三百八十条、第三百七十八条第四号によつて原判決を破棄し、同法第四百条但書により更に次のとおり判決する。 一、罪となるべき事実

被告人は昭和三十三年十月五日施行の秋田県南秋田郡A町町長並びに同町議会議員選挙に際し、同選挙に立候補したB外二十一名が同選挙に当選するよう激励するため、同年九月三十日 C外一名をして同町 a D方B候補の選挙事務所外二十一ケ所において同候補外二十一名の立候補者に二級清酒二升宛(価格金九百八十円相当)を配付し、以つて選挙運動に関し飲食物を提供したものである

- 二、証拠の標目
- 1、 原審第一回公判調書中の被告人の供述記載
- 2、 被告人の検察官に対する供述調書
- 3、 被告人の司法警察員に対する供述調書
- 4、 検察官に対する I、J、K、L、M、N、O、P、Q

- 三、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、Bの各供述調書 5、 司法警察員に対する甲、Eの各供述調書 6、 司法巡査に対する乙の供述調書
- 6、
- 7、 検察官に対するHの供述調書
- 司法警察員に対するC、(別表二枚を含む)丙の各供述調書 8、
- 9、 南秋田郡A町選挙管理委員会委員長丁五城目警察署警視戊宛、V外二十一名についての選挙権等に関する照会回答書二十二通

名についての選挙権等に関する照会回合者
三十二週 三、法令の適用 被告人の判示所為は公職選挙法第二百四十三条第一号、第百三十九条本文に該当 するから所定刑中罰金刑を選択し、所定罰金額の範囲内において被告人を罰金一万 円に処し、刑法第十八条により右罰金刑を完納することができないときは金五百円 を一日に換算した期間被告人を労役場に留置することとし、情状を考慮し、被告人 に対し公職選挙法第二百五十二条第一項の規定を適用しないこととして主文のとお り判決する。

(裁判長裁判官 松村美佐男 裁判官 小田倉勝衛 裁判官 石橋浩二)